

＜重要事項説明書＞



保育園概要																															
園 名	小学館アカデミ-茗荷谷保育園（東京都認可保育所）																														
園 長	蓮田 淳子（保育士）																														
開設年月日	2013年4月1日																														
所 在 地	東京都文京区大塚一丁目4番15号アトラスタワー2階																														
開園日 開園時間	月曜日～土曜日（日曜・祝日・年末年始はお休み） 7：15～19：15 ※18：15～は延長保育時間になります。																														
保育時間	■長時間保育（月曜日から土曜日まで） 保護者の勤務時間と通勤時間及び家庭状況等を考慮して、 保護者の方と相談の上、決定いたします。 保護者の勤務時間＋通勤時間の範囲です。 基本保育時間 7：15～18：15（11時間） 月極延長保育時間 18：15～19：15まで ■スポット延長保育（月曜日～金曜日まで） 先着3名まで口頭での申し込みにより、お受けいたします。 ■短時間保育（月曜日から土曜日まで） 通常保育時間 9：00～18：00 時間外保育時間 （朝）7：15～9：00まで （夕）17：00～18：15まで																														
利 用 定 員	子ども・子育て支援法（以下、「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。 （1）法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする3歳以上児。以下「2号認定子ども」という。） 35人 （2）法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども 21人 （3）3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 6人 2 保育園待機児童解消のため必要がある場合には、文京区と協議の上、前項に掲げる利用定員を超えて児童を受入れる。ただし、児童1人当たりの居室面積や保育士の配置等について、基準を遵守するものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>クラス名</th><th>もも</th><th>ばなな</th><th>いちご</th><th>みかん</th><th>ぶどう</th><th>めろん</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年齢</td><td>0歳児</td><td>1歳児</td><td>2歳児</td><td>3歳児</td><td>4歳児</td><td>5歳児</td><td>計</td></tr> <tr> <td>定員</td><td>6名</td><td>10名</td><td>11名</td><td>11名</td><td>11名</td><td>12名</td><td>61名</td></tr> </tbody> </table>							クラス名	もも	ばなな	いちご	みかん	ぶどう	めろん		年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	定員	6名	10名	11名	11名	11名	12名	61名
クラス名	もも	ばなな	いちご	みかん	ぶどう	めろん																									
年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計																								
定員	6名	10名	11名	11名	11名	12名	61名																								

クラス名	もも	ばなな	いちご	みかん	ぶどう	めろん	
年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
定員	6名	10名	11名	11名	11名	12名	61名

施設の目的及び運営方針	当園は、以下に掲げる運営方針により、保育を必要とする乳児及び幼児を受入れ、保育事業を行うことを目的とする。 （１）保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。 （２）保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。 （３）地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、自治体や小学校その他地域の様々な社会資源との密接な連携に努めるものとする。 （４）東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成２４年３月３０日東京都条例第４３号）、その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。
提供する保育等の内容	保育所保育指針に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。 （１）特定教育・保育（法第２７条第１項に規定する特定教育・保育をいう。） 教育・保育給付認定（法第２０条第４項に規定する教育・保育給付認定をいう。）を受けた保護者（以下「教育・保育給付認定保護者」という。）に係る園児に対し、当該支給認定における保育必要量（法第２０条第３項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）の範囲内において保育を提供する。 （２）延長保育（時間外保育）（受入対象年齢：１歳児クラス以上） やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、第８条に規定する時間の範囲内において、延長保育を提供する。 （３）食事の提供 （４）その他保育に係る行事等
職種 職員数 職務内容	園長 １名（常勤専従） 園長は職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させる為に、必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。 主任保育士（副施設長／統括主任含む） １名（常勤専従）以上 主任保育士は園長を補佐し、保育内容について、他の保育士を統括する。 保育士 １０名（常勤専従９名、非常勤１名程度）以上 保育士は保育に従事しその計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。 栄養士 ２名（常勤専従２名）以上

	栄養士は園児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、1～2歳児の幼児食及び、3歳児以上の幼児食に係る献立を作成する。 調理員 おおよそ1名程度（非常勤1名程度）以上 調理員は栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。 看護師 1名（常勤専従1名）以上 看護師は園児の健康管理及び園全般の衛生管理を行う。 嘱託医 1名（非常勤） 嘱託医は園児の健康管理及び園全般の保健衛生管理の業務を行う。
運営事業者 運営事務局	株式会社小学館アカデミー 所在地 東京都千代田区神田神保町 2-20 SP神保町第2ビル4階 電話番号 03（3515）6886
災害等緊急時	防災拠点 教育の森公園 被害、災害の大きさにより上記の避難場所へ避難します
保険等	障害保険、賠償保険、火災保険 「一般社団法人日本こども育成協議会総合保障」
嘱託医	森 蘭子（森こどもクリニック） 住所：東京都文京区小石川 5 - 40 - 21 電話：03 - 5803 - 7887
利用料金	・特定教育・保育に係る利用者負担（保育料） 支給認定を受けた区市町村に対し、当該区市町村が定める保育料をお支払いいただきます。 ・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等 ※保護者さまからの利用料の支払いを受け、保護者さまのお申出のあったときには領収書を発行いたします。
入所・退所について	入所について・・・毎月1日付での入所といたします。 退所について・・・毎月末日付での退所といたします。 在籍は毎月末日付とし、利用料1ヶ月分を頂戴いたします。
利用の終了に関する事項	当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。 ・利用乳幼児が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき ・その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

地図



保育園、保育内容についての苦情・相談

苦情受付窓口	○ 園内苦情窓口 クラス担任保育士 ○ 園内苦情解決責任者 園長 蓮田 淳子 ○ 株式会社小学館アカデミー 苦情解決責任者 小学館アカデミー茗荷谷保育園 運営事務局 TEL：03-3515-6886 ○ 苦情受付第三者委員 遠藤 登（株式会社 保育安全のかたち 代表取締役） TEL：03-4405-4926 ○ 今井 育子（文京区民生委員） TEL：03-3942-8623
受付方法	① 苦情受付担当者への直接のお申出 ② 投書箱（園内設置、匿名可） ① 専用Eメール(shogakukanacademy@hoiku.shopro.co.jp) ② 運営事務局への直接のお申出（お電話・お手紙等）
その他の窓口	上記以外にもお申し出いただくことができます。 文京区 子ども家庭部 幼児保育課 保育施設指導担当 電話：03-5803-1845（直通）

保育時間等について

保護者の勤務時間と通勤時間及び家庭状況等を考慮して、保護者の方と相談の上、決定いたします。

- ・通常保育時間 7：15～18：15
- ・延長保育時間 18：15～19：15

●保育時間

保護者の勤務時間 + 通勤時間の範囲です。

●産休・育休中の保育

9：00～16：30までのクラス別保育の時間帯でのお預かりとなります。

土曜日の保育について

保護者（ご両親共に）が勤務の場合にご利用いただけます。

保育園に「勤務証明書」を提出していただきます。（ご両親それぞれ1枚ずつ）

臨時に勤務になる場合にも提出が必要となります。

利用者負担金等のお支払いについて（延長保育料等、実費徴収分）

請求日：月末締／翌月請求

毎月月初に前月分の利用者負担金を記載した請求書を発行し、

同月指定日に口座振替にて請求させていただきます。

※保護者様からお支払いを受け、ご希望の方には領収書を発行いたします。

延長保育について

18：15以降、延長保育を利用される方は別途、申請が必要になります。

利用者には補食（おやつ）の提供があります。

●月極延長保育（補食込）

申込方法：延長保育申請書を記入の上、提出をお願いいたします。

〈料金〉6,000円

※文京区公立保育園に準じ、延長保育は1歳児クラスから利用可能です。

（0歳児クラスはご利用できません）

●スポット延長保育（補食込）

定員3名

申込方法：保護者が園長もしくは事務職員に、電話か口頭で申込をして下さい。

先着順で利用の決定をさせていただきます。

受付期間：月曜日～金曜日 ※土曜日は受付しておりません。

利用希望日の1週間前の同じ曜日（9時～18時）から利用日の前日（18時）までとなります。

〈料金〉400円

※職員体制の都合上、スポット延長保育をお受けできない場合があります。

※スポット延長保育料に関しては、年度毎の変更の可能性もございます。

●延長保育を利用時の注意点

延長保育の申請のない方が、18：15を過ぎてお迎えに来られた場合は、スポット延長保育料を徴収させていただきます。

●19：16を過ぎてお迎えに来られた場合

開所時間外の保育となります。

保育園内では必ず保育士2名以上での対応を義務付けられています。

下記の通り30分につき2,000円の延長料金を頂戴いたします。



**19:16を過ぎてのお迎えは、どのような理由でも、
30分毎に延長保育料¥2,000頂戴いたします**

※19：15以降のお預かりはできません。

短時間認定の方の延長保育について

(朝) 7:15~9:00 まで 400 円

(夕) 17:00~18:15 まで 400 円

申込方法：保護者が園長もしくは事務職員に、電話か口頭で申込をして下さい。

先着順で利用の決定をさせていただきます。

受付期間：月曜日～金曜日 ※土曜日は受付しておりません。

利用希望日の 1 週間前の同じ曜日（9 時～18 時）から利用希望日の前日（18 時）までとなります。

※同日に（朝）（夕）の延長時間の利用があった場合については一日 400 円です。

※18:15以降の延長につきましては、標準時間の延長保育のスポットとなります。

送迎カードについて

*送迎等、園内にいる時や、行事の際には必ず携帯してください。（不審者対応のため）

*普段と違う方がお迎えの場合は、事前にお知らせください。（ルクミー・お電話）

事前にお知らせがなく、ご確認がとれない場合はお引渡しができません。

*送迎カードを忘れた時はインターフォンを鳴らし、クラス、名前をお申し出ください。

緊急時における対応方法

保育中にお子さまの容態に変化等があった場合は、あらかじめ保護者さまが指定された緊急連絡先へ連絡します。また、嘱託医又はお子さまのかかりつけの医療機関へ連絡を取るなど必要な措置を講じます。

保護者さまと連絡が取れない場合には、お子さまの身体の安全を最優先させ、当園が責任を持ってしかるべき対応を行いますので、予めご了承ください。

（緊急時における対応方法） ※運営規程より一部抜粋

・職員は、保育の提供を行っているときに、園児に体調の急変が生じた場合、その他必要なときは、速やかに保護者又は医療機関に連絡する等、必要な措置を講じます。

・安全かつ適切に質の高い保育を提供するために、事故発生防止の指針を定め、事故を防止するための体制を整備します。

・保育の提供により事故が発生した場合は、文京区及び園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

・事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。

賠償責任保険

万一事故が起きた場合は、「日本こども育成協議会総合補償」（引受保険会社：損害保険ジャパン日本興亜株式会社）の適用が可能です。

安全保障	保育園経営者賠償補償	
	対人 1 名・1 事故	10 億円
	対物	500 万円
	園児のための傷害事故補償	
	ケガによる死亡保険金	200 万円
	ケガによる後遺傷害保険金	200 万円
	ケガによる入院保険金日額	3,000 円
	ケガによる通院保険金日額	2,000 円

（緊急時における対応方法）※運営規程より一部抜粋

園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

非常災害時の対応方法

非常災害時 ・ 緊急時の対策	● 防火管理者を設置し、消防署等から指導を受けます。 ● 避難訓練及び消火訓練を少なくとも毎月 1 回実施します。 自衛消防組織をつくり、緊急時対応の体制を整えています。 ● 緊急連絡ができるよう、保護者さまの緊急連絡先についての情報を提供いただき、「緊急カード」を作成しています。
非常災害について	● 登園前に台風などの警報が発令された場合、登園をお控えください。 ● 登園後に警報が発令された場合は、安全面を考慮して、できるだけ早くのお迎えをお願いいたします。 お子さまの引渡し場所は原則として当園で行いますが、状況次第では避難場所が変わることもあります。
防災設備	自動火災探知器、煙感知器、誘導灯、消火器設置
備蓄用品	・避難用リュック ・ミネラルウォーター ・非常用電源 ・備蓄食糧 ・懐中電灯 ・毛布 - など
緊急時の伝言方法	① 安心伝言板 ② 緊急時災害用伝言ダイヤル ③ ブログ

虐待等の防止のための措置

お子さまの人権の擁護と虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行います。
関係機関との連携を図りながら、職員に対し研修を実施する等の措置を講じます。

健康管理

発熱のある場合

当日朝に熱が37.5℃以上ある場合は、登園を控えてください。

37.5℃に満たない場合でも、お子さまが「元気がない」「だるそう」など発熱以外にも普段と違う場合や、クラスの他のお子さまと一緒に活動ができない状態等、特別な保育を必要とする場合は登園を控えてください。



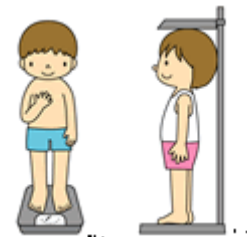
健康診断

- ・0歳児クラスは毎月1回。
- ・その他クラスは年2回。

ただし、経過観察が必要な場合などは、月1回実施する。

※身長・体重・頭囲・胸囲の計測を毎月1回行います。

※嘱託医によるお子さまの健康相談にも、応じています。



歯科健診

年に1回歯科健診を行い、歯の状況やむし歯の有無などを確認します。
歯科医からの指導内容についても歯科健診票でお知らせします。

健診などの結果についてはお知らせします。

また、予防接種を受けた場合や医者へ受診した際は、保育士へお知らせください。

嘱託医

森 蘭子医師

住所：東京都文京区小石川5-40-21

電話：03-5803-7887



園生活に必要な持ち物

● 毎日の持ち物

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4、5 歳児	備考
バック	○	○	○	○	○	
連絡ノート	ルクミー					
シール帳				○	○	園で準備
ガーゼ	○					
食事用口拭きウェットティッシュ	○	○	○			
食事用エプロン	○3 枚	○3 枚	○2 枚			
コップ				○	○	袋に入れて
歯ブラシ					○	
汚れ物袋(スーパー袋)	○	○	○	○	○	2 枚位、記名する
紙おむつ・紙パンツ	必要数	必要数	必要数			5～7 枚程度目安
おしり拭き	○	○	○			バックごと持参 (無くなり次第補充)
よだれ掛け	○	○				必要であれば
衣類着替え 上着・ズボン・下着・靴下	2～4 組	2～4 組	2～3 組	2 組	2 組	使用した分を補充
避難靴	○	○	○	○	○	
水筒(肩掛けタイプ)				○	○	5月～9月

※ブーツ・サンダルで登園の場合は、戸外遊び用靴(運動靴)をご用意ください。

● 週末持ち帰り

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4、5 歳児	備考
バスタオル(敷き用)	○	○	○	○	○	毎週持ちかえり洗濯
バスタオル(掛け用)	○	○	○	○	○	
毛布、ブランケット	○	○	○	○	○	必要な方のみ
散歩用帽子	○	○	○	○	○	園で準備 毎週持ちかえり洗濯

* 持ち物全てに記名をお願い致します。(紙オムツ・くつ下・ジャンパーなど)

* 使用済み紙オムツは、園で処分いたします。

実費徴収について ※延長保育料以外

品名	価格	0	1	2	3	4	5
園帽子 ※①	1000円前後	○	○	○	○	○	○
給食試食※②	1食 330円	幼児食と同量					

※①園帽子は、紫外線対策の為、日よけ付きのものを使用します。

※①入園時、学年カラーの園帽子（フリーサイズ）をお渡しいたしますが、買い替えをご希望時には上記の実費でご購入いただけます。

※①0歳児クラスは小さいサイズの貸出帽子をご利用いただけます

※②保護者対象となります。ご希望の方は園長もしくは事務所までお申し出ください。

※①②費用は口座振替にて請求させていただきます。

運営事業者について

事業者の名称	株式会社小学館アカデミー
代表者氏名	代表取締役 喜田 力
設立年月日	令和4年4月4日
資本金	1000万円
法人の所在地 電話番号	本店所在地 東京都千代田区神田神保町2-20 電話番号 03(3515)6886
運営事務局	所在地 東京都千代田区神田神保町2-20 SP神保町第2ビル4階 電話番号 03(3515)6886
定款の目的に定めた事業	1. 保育所、託児所の企画、運営・管理 2. ベビーシッターの請負業 3. 児童用遊戯施設の企画、運営、管理 4. 前各号に附帯又は関連する一切の事業

